

児童扶養手当の現況届を提出してください

児童扶養手当制度は、ひとり親家庭などの生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るための制度です。現在、児童扶養手当を受けている人(所得制限で支給停止になっている人も含む)は8月中に現況届を提出してください。現況届を提出しないと、8月以降の手当が受けられなくなります。

なお、現況届の関係書類については、受給者宛てに送付しています。添付書類が必要な場合がありますので、同封のお知らせにしたがって手続きをしてください。

■ 提出期間 8月1日(水)～8月17日(金) (土・日・祝日を除く)

■ 持ち物 児童扶養手当証書・印鑑・その他必要な書類

■ 提出先・問い合わせ 子ども課 ☎32-5078



児童扶養手当一部支給停止適用除外届の手続きを忘れずに

児童扶養手当では、児童扶養手当法第13条の3により、手当の受給開始から5年を経過する、または3歳未満の児童を養育している場合、児童の3歳到達から5年を経過する等の理由により、手当額の一部が支給停止されることとなっております。

しかし、就労・求職活動等の自立に向けての活動をしている場合、または、一定の障がい等に該当したり、負傷・疾病等で就労ができない等の理由に該当したりする場合、申請をすれば手当が一部停止される対象から除外されます。

一部支給停止が適用される対象者には事前に案内を送付していますので、8月の現況届提出時に併せて手続きをしてください。

問 子ども課 ☎32-5078

証明書自動交付機を一時休止します

庁舎内の電気設備点検による停電のため、次の日時について証明書自動交付機のサービスが利用できなくなります。

休止日時 9月8日(土) 終日

休止日時での自動交付機による証明書の取得はできません。ご迷惑をおかけしますが、ご理解・ご協力をお願いします。

問 住民人権課 ☎32-1104

証明書自動交付機



リフォーム&増改築

トイレ・キッチン・ユニットバスのリフォーム・エコキュート

住宅リフォームの **だれけん**

養老町大坪559 ☎0120-39-0768
相談・電話は無料

相続と住まいと古民家の相談

NPO法人 養老ユニオン住宅

養老町押越322-2

TEL 0584-84-2868

FAX 0584-84-2869